

「非常勤職員の特別休暇の有給化、特別休暇（人間ドック休暇・忌引休暇）及び療養休暇の取扱いの見直しについて」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和8年（2026年）1月28日から同年2月25日 6回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の 主な主張	合意内容
1 趣旨	休暇制度の観点から非常勤職員の処遇改善を図り、人財確保にもつながる、魅力ある勤務環境を整備するため、次の見直しを行なう。	非常勤職員の特別休暇の有給化ということで待遇改善されることについては異論ない。	非常勤職員の特別休暇の有給化については当局提案とおり。
2（1）非常勤職員（任期付短時間、再任用短時間、会計年度任用職員）の休暇制度の見直し	ア 常勤職員の特別休暇に相当する休暇の有給化 常勤職員の特別休暇に該当する休暇のうち、現行では、無給の休暇とされている次の休暇について、有給化する。 ・育児時間（任期付短時間、再任用短時間は現行も有給） ・子の看護等休暇 ・短期介護休暇 ・家族看護休暇（本市独自の休暇）	他の特別休暇の取得単位の見直し（1時間以上で15分単位）や、忌引休暇の喪主加算について検討して欲しい。 療養休暇の見直しについては、概ね内容は了承したが、制度運用面について課題感を持っており、もう少し協議時間を持った上で妥結したい。	その他の特別休暇の運用については、組合からの意見を参考に持ち帰り検討し、再提示する。 忌引休暇の年次休暇との併用の制限にかかる提案については、制度設計上、整合性がとれないことから、今回の提示の中で当局側が修正することとする。
3（1）特別休暇の運用の見直し（常勤・非常勤職員対象）	ア 人間ドック休暇 取得単位を1日単位または1時間単位としている人間ドック休暇について、国及び他自治体の多くが実際に要した時間を職専免で取り扱っているため、実情に応じ実施に要した時間を取得できるよう、15分単位（現行は1時間単位）で取得できるようにする。		療養休暇の取扱いの見直しは協議を継続することとする。
3（2）特別休暇の運用の見直し（常勤・非常勤職員対象）	イ 忌引休暇 昨今の服喪にかかる諸事情や交通の発達を鑑み、忌引休暇（親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の死亡に伴い必要		

職員対象)	と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときに取得可能)の運用について国家公務員及び他自治体を参考に次のとおりとする。なお、時間単位で取得したとしても、1日としてカウントする運用に変更はしない。 (ア) 忌引の日数の計算について 現行、職員の申請に基づき、任命権者が承認した日から始まるものとし、原則として死亡した日の翌日から起算して10日(休日を含む)の範囲を超えてはならない(取得可能期間合計11日以内)、としているところ、当該職員が請求し、任命権者が承認した日を起算とし、連続して与え、休日を通算する運用へ変更する(現行は、常勤職員のみ休日を通算しない)。また、取得可能期間の間に出勤した場合は忌引の取得日数に含み、出勤したことで延長はされない。死亡日から間があっても、期間内には葬儀があるなど、休暇の趣旨から反した取得をしないこととする。 (イ) 遠隔地加算について 現行、葬儀のため、遠隔地に赴く場合、往復に要する日数の加算は、片道に要する時間ごとに時間を日数換算することとしているが、公共交通機関を利用して片道6時間以上かかる距離を遠隔地とし、その遠隔地へ赴く場合は往復2日分を加算する。 (ウ) 年次休暇との併用について 現行、遠隔地加算をする際、忌引休暇の前後に年次休暇を取得		
--------------	---	--	--

	する場合には、それに係る往復日数を加算しないこととしているが、忌引休暇に引き続き年次休暇を取得する場合は、復路分の日数は加算しないこととする。		
4（1）療養休暇の見直し	令和7年2月28日付第6382号「療養休暇の見直しについて」の提示内容から療養休暇の適正な取得の徹底及び適切な労務管理を行うため、運用について次のとおり見直すこととする。 ア 療養休暇の初日から5日以内（1日単位・時間単位・連続であるかは問わない）の療養は診断書に代えて傷病名、療養期間を記載した療養報告書の提出でも可とする。療養報告書には診療明細書を添付する。やむを得ず、医療機関の受診が出来ない理由がある場合はその旨記載をすること。 イ 療養報告書により療養休暇を取得した場合、その終了日の翌日から起算して30日を超えない間は療養報告書による療養休暇は取得できない。この間に療養休暇を取得する場合は診断書を添付すること。 ウ 疾患問わず累積する扱いを疾病ごとに累積する現行の運用を継続する。 エ 累積除外の疾病について風邪などの一過性の疾患を外し、人工透析、抗がん剤治療、その他診断書や産業医の意見により判断し、市長が認めたものを加える。		
5 開始時期	令和8年（2026年）4月1日		